

人のうごき

令和8年8月届出分を掲載(希望者のみ)

おたんじょう

榊原 綴くん (駿介・夏帆) 北5の1

ごけっこん

北島 虎汰さん 平向 七夏海さん 港町

小笠原 海都さん 與儀 萌夏さん 栄町

高橋 陸さん 豊岡 宇伊さん 幸町

おくやみ

實藤 吉信さん 84歳 南大通

道中 一義さん 96歳 南6の6

川口 清さん 88歳 栄町

石下 八十八さん 89歳 北3の3

黒田 悦子さん 90歳 寿町

梅田 伸一さん 84歳 南3の6

吉松 龍治さん 86歳 南町

浦木 エツ子さん 83歳 寿町

山口 玲子さん 86歳 南2の1

能渡 チセさん 96歳 栄町

人口と世帯数(8月末)

人 口 5,642 人 (－18)

男 2,757 人 (－3)

女 2,885 人 (－15)

世帯数 3,239 世帯 (－11)

()は前月比

今月の表紙

8月15日(土)に開催された大盆踊り大会。お子さんからお年寄りまでたくさんの来場者で賑わいました。盆踊りに行くと夏が終わると感じる方も多いのではないのでしょうか。曲に合わせてみんなで踊る楽しさもあり、ちょっぴり寂しさも感じられる夏のイベント。いつまでも開催してほしいですね。



ま ち の 法 律

ひまわり 便り



「退去するとき、どこまで払う必要があるの？ 賃貸住宅の原状回復」

アパートやマンションを退去するとき、「壁紙が汚れている」「床に傷がある」などとして、修理代を請求されることがあります。令和8年版消費者白書でも、「不動産貸借」は相談の多い分野で、高額な修理代金を請求された事例などが紹介されています。では、借主は部屋を入居したときと全く同じ状態に戻さなければならないのでしょうか。

民法621条は、通常の使用によって生じた損耗や、時間の経過による劣化については、借主が原状回復義務を負わないことを定めています。国土交通省のガイドラインも、原状回復とは「借りた当時の状態に戻すこと」ではなく、借主の故意や過失、通常の使用を超える使い方によって生じた損傷などを元に戻すことだと整理しています。

例えば、家具を置いたことによる床やカーペットのへこみ、テレビや冷蔵庫の後ろの壁の黒ずみ、日照によるクロスの変色などは、借主の原状回復の対象にはならないのが原則です。

一方、引っ越し作業でつけた傷、手入れを怠ったために広がったカビや油污、たばこのヤニや臭い、ペットによる柱や壁の傷などは、借主側の負担となることがあります。もっとも、借主に責任のある傷があれば、修理費をいつでも全額負担するというわけでもありません。国土交通省のガイドラインでは、建物や設備の価値は時間の経過によって低下するため、クロスなどについては経過年数を考慮して負担割合を決める考え方が示されています。古いクロスを新品に張り替える費用を、当然に全額借主が負担するというものではありません。

ただし、このガイドラインは一般的な基準を示したもので、法的な拘束力があるものではありません。実際の負担は、契約書の内容、損傷の原因や程度、入居期間などによって個別に判断されます。クリーニング費用などについて特約がある場合には、その内容も確認する必要があります。

退去時に修理費を請求されたときは、「どの部分の、どの損傷について、いくら請求されているのか」を確認しましょう。入居時や退去時に部屋の状態を写真で残しておくことも大切です。

原状回復という言葉から、部屋を新品同様に戻す必要があると思いがちですが、法律上は必ずしもそうではありません。請求に疑問があるときは、契約書や明細、写真などを確認した上で、専門家に相談するとよいでしょう。

留萌ひまわり基金法律事務所 弁護士 海北 健太
☎ 0164-42-3341



広報はぼろ 令和8年9月号 No.759 発行 羽幌町 078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町1番地1 編集 地域振興課

電話 0164(68)7013 FAX 0164(62)1219 メール c-kouhou@town.haboro.lg.jp ホームページ www.town.haboro.lg.jp